**熊 本 県 文 化 財 保 護 協 会　 会 則**

**第一章　　　総　　則**

第１条　　本会は、熊本県文化財保護協会と称する。

第２条　　本会は、事務局を熊本県熊本市南区城南町沈目1667（熊本県文化財資料室内）におく。

**第二章　　　目的及び事業**

第３条　　本会は、文化財に関する相互の研鑽を深め、文化財保護思想の振興を図り、併せて文化財保護体制の強化に資することを目的とする。

1. 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

　　　　（１）機関誌・調査報告書・文化財解説書等の発行

　　　　（２）研修会・講演会・座談会・見学会等の開催

　　　　（３）文化財保存に関する技術の研修

　　　　（４）その他文化財保護に必要な事業

**第三章　　　会員及び会費**

第５条　　本会は、会の目的に賛同し、入会を希望する関係機関または団体、個人をもって会員とする。

第６条　　本会の会員は、次の会費を納めるものとする。

　　　　　　会費　年間　　３０００円

　　　　　　団体については、別途定める

※市町村教育委員会の会費は、別紙（市町村の団体会費規定一覧表）による。

**第四章　　　組織及び会議**

第７条　　本会に次の役員をおく。

　　　　　　顧　問　　若干名

　　　　　　会　長　　１　名

　　　　　　副会長　　２　名

　　　　　　理　事　　若干名（うち１名は事務局長を兼ねる）

　　　　　　監　事　　２　名

第８条　　役員の選出方法は、次のとおりとする。

　　　　（１）会長は、理事の互選によって選出する。

　　　　（２）その他の役員は、会長が委嘱する。

第９条　　役員の職務は、次のとおりとする。

　　　　（１）会長は、会の全般的な運営をはかる。

　　　　（２）副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

　　　　（３）理事は、会の運営に関する重要事項を審議決定する。

　　　　（４）監事は、会の会計について監査を行う。

第10条　 役員の任期は、２カ年とする。但し、再任を妨げない。また任期途中で役員の交代が生じた場合、新役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条　　本会の会議は、総会及び理事会とする。

総会は年1回、理事会は年２回としともに会長が召集し、議長は会長がこれにあたる。但し、理事会は、会長が必要と認めたときは、随時これを召集することができる。

第12条　　総会に付議する事項は、次のとおりである。

　　　　　（１）理事・監事の選出

　　　　　（２）会の事業

　　　　　（３）会の予算・決算

　　　　　（４）その他、必要と認められる事項

第13条　　総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第14条　　理事会は、予算・決算・事業計画、その他重要事項を協議し、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

**第五章　　　事 務 局**

第15条　　本会に事務局を設け、事務局長は、理事の中から会長が任命する。

第16条　　事務局に書記をおくことができる。

**第六章　　　経 　費**

第17条　　本会の経費は、会費および寄付金、その他をもってあてる。

**第七章　　　会計年度**

第18条　　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

付　則　　本会則は、昭和49年8月20日より施行する。

　　　　　本改正会則は、平成　7年5月19日より施行する。（第6条関係）

本改正会則は、平成18年5月10日より施行する。（第6条関係）

　　　　　本改正会則は、平成21年5月 21日より施行する。（第2条・第10条関係）

本改正会則は、平成22年5月 19日より施行する。（第2条・第6条関係）

本改正会則は、平成24年5月 18日より施行する。（第2条関係）